

文京区 屋外広告物 景観事前協議の手引き

文京区内全域が景観計画の対象区域となります。一定規模以上の屋外広告物の表示等を行う場合は、景観づくり条例に基づく景観事前協議が必要です。

1-① 対象規模

対象行為	対象規模
屋外広告物の表示、設置、改造若しくは移設又は表示の変更	東京都屋外広告物条例に基づく設置の許可を必要とするもの（シビックセンター19階 土木部管理課 道路占用係で確認ください）

□窓の内側に貼るもの等（特定屋内広告物※）も対象です

以下の表に該当する特定屋内広告物を表示する場合は、協議の対象です。

広告物の種類	地域・地区	規模
自家用広告	第1種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種文教地区 風致地区	5㎡を超えるもの
	その他の地域・地区	10㎡を超えるもの
その他の広告	すべて (ただし適用除外要件に該当するものは除く)	

※特定屋内広告物・・・建築物の窓、扉その他の内部を見通すことが出来る壁面の内側に直接又は間接に貼付等を行い、常時又は一定の期間継続して公衆に表示するもの。

➤ 屋外広告物と特定屋内広告物が同じ敷地にある場合は、両方の表示面積の合計が、上記の表の規模に該当する場合、協議の対象です。

例1 窓の内側に貼られたシート 12㎡（自家用広告物、商業地域）・・・協議対象

例2 屋外広告物 4㎡、窓の内側に貼られたシート 8㎡（自家用広告物、商業地域）

・・・協議対象

なお、例1、例2は、屋外広告物が基準を超えていないので、都条例の届出（土木部管理課道路占用係）は不要です。

令和5年5月

1-② 文京区屋外広告物ガイドライン（抜粋）

○ガイドラインの狙い

地域の風景と調和し、建物と一体的にしつらえ、人の目に優しい環境を整える
～建物ファサードを活かし、人に親しみやすい広告～

方針①：文京のまちなみふさわしい広告・サインを誘導する

・東京都屋外広告物条例の規定を補い、文京区の実態を踏まえた広告物の基準を定めて、本区にふさわしい屋外広告物を誘導します

方針②：広告物を建物の一部と捉えて街並みへの調和を誘導する

・文京区の景観ガイドライン、色彩ガイドライン等により、デザインコントロールが図られている建物や街並みと調和したものとなるよう、屋外広告物の設置や内容を誘導します

方針③：情報伝達力の向上により必要最小限の規模や内容を誘導する

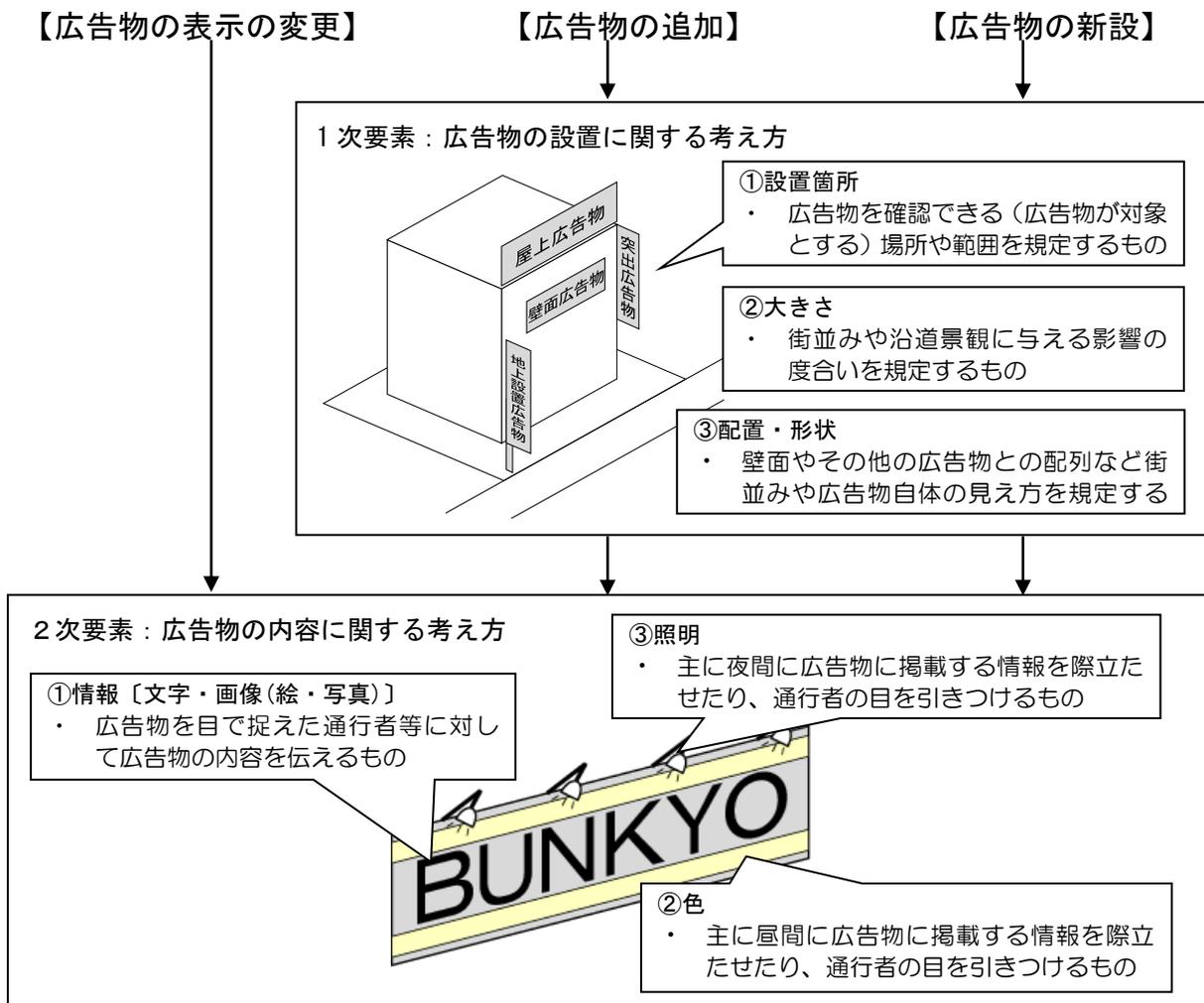
・広告物の大きさや数、過剰な色づかいなどによらず、配置、形状の統一感やレイアウト、配色の工夫等によって情報の伝達力が向上するよう、簡潔で分かりやすい表現を誘導します

○ガイドラインの構成と対象

・屋外広告物景観ガイドラインは、設置に関する考え方を示す【1次要素】と中身に関する考え方を示す【2次要素】の2段階構成となっています。

・屋外広告物を「新設又は追加」する場合には、【1次要素】（広告物1基ごと）と【2次要素】（広告物1面ごと）の双方が対象となります。

・既設の屋外広告物の「表示の変更」をする場合には、【2次要素】（広告物1面ごと）のみが対象となります。



○広告物の設置に関するガイドライン（1次要素）

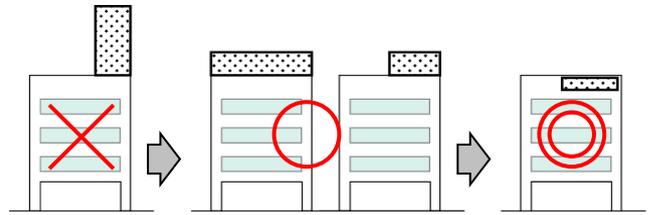
屋上広告物 に関連する事項	屋上広告物は建物の壁面の延長と捉えて、斜線制限を超えるような圧迫感を感じる大きさを避けるとともに、スカイラインの整った美しい街並みを形成するように、建物と一体的な形状、配置を心掛ける
------------------	---

スカイラインを乱さない

1 広告物の形状は高さ < 横幅とする

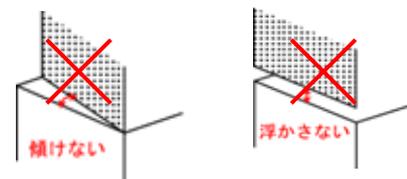
2 広告物の高さを抑える

3 建物と広告物が一体に見えるよう、道路に面した建物の壁面と広告物の接地面を揃える



広告物の高さは建物一層分程度に抑える

壁面に対して「傾けない」「浮かさない」などの配慮を行う



設置数を抑える

4 1つの壁面に対して、2以上の屋上広告物を縦又は横に並べて設置しない

ただし、壁面から後退させて設置する場合には、横側から見て不自然にならない程度とすること。

壁面広告物 に関連する事項	壁面広告は外壁の一部と捉えて、外壁のスケール感や素材感など、本来のファサードデザインを隠したり、乱したりすることがないように大きさ、配置・形状を心掛ける 壁面広告物と類似する窓面の内側に貼られたシート等も屋外広告物の一種とみなす
------------------	---

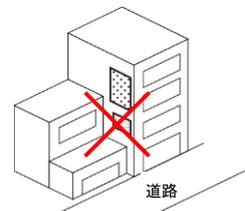
壁面・窓面を隠さない

1 フィルム、幕など建物の質へ来や窓面を覆いつくすような大きさ・形状のものを避ける

2 建物正面以外の面（道路に面していない壁面）には、原則として広告は設置しない

壁面と一体となるように配置する

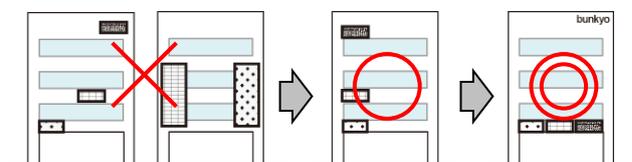
3 広告物を建物の外観デザインと一体となるように配置する



「外壁のパネルや窓枠に合わせて配置する」「広告物の高さを上階の窓枠の下までに抑える」「既存の広告物がある場合、既存の広告物の設置位置に揃える」といった配慮を行う

設置数を抑える

4 1建物に設置できる壁面広告は1事業者につき原則1基とする

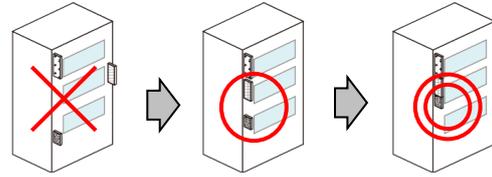


突出広告物 に関連する事項

突出広告物は壁面の延長と捉えて、壁面線が急に飛び出したり、凹んだりすることがなく、沿道を歩く人が心地よく感じるようなリズムカルな配置、配列を心掛ける

壁面線を乱さない

- 1 建物の両端どちらか片方に揃えて設置する
- 2 壁面デザインに合わせて規則正しく設置する
- 3 広告物の出幅を揃える
- 4 壁面に沿った形状とする



「建物の窓枠の高さや階高に広告物の上端又は下端を合わせる」
「建物の外壁パネルに広告物の大きさを合わせる」といった配慮を行う



窓枠に合わせる

階高に合わせる

広告物の出幅は、敷地内／道路上空の違いを問わず、最大でも1m程度に抑える

広告物の形状は高さ>横幅とし、壁面から飛び出したような不安定な形状は避ける

設置数を抑える

- 5 1 建物に設置できる突出広告物は1 事業者につき原則 1 基とする

地上設置広告物 に関連する事項

地上設置広告物は、建物がつくる一定の秩序から抜け出した状態と捉えて、道行く人を楽しく誘導するような集合看板等の例外を除き、原則として設置しないよう心掛ける

設置数を抑える

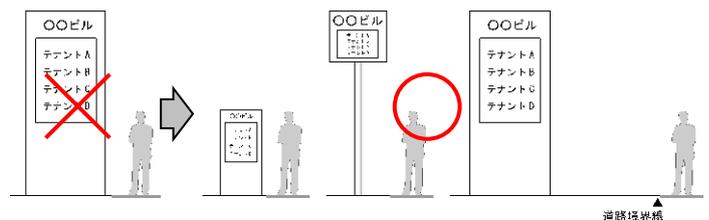
- 1 地上に設置する代わりに屋上広告物、壁面広告物、突出広告物の3種の中から必要なものを代用する

「壁面後退により突出広告物が見にくくなる場合」「テナント等を集約して表示する案内板」「公共的な案内、サイン」など屋上広告物、壁面広告物、突出広告物等の代わりに設置する場合には、ガイドラインの内容に準拠して、周辺へ配慮したものであることを前提に、設置について協議を行う

沿道のまち並みを乱さない

- 2 歩行者に圧迫感を与えないような大きさ、配置・形状とする

「人の目線程度の高さ／人の肩幅程度の横幅に抑える」「地上から一定以上の高さに持ち上げる」「歩道から十分に離れた場所に設置する」といった配慮を行う



共通事項

4つの設置箇所に共通する事項

特殊な形状は避ける

- 1 特殊な形状をした広告物は原則として設置しない

○広告物の内容に関するガイドライン（2次要素）

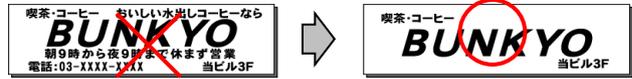
情報に関する事項

広告物に掲載する情報は、掲示する内容が簡潔に伝えられるよう、その量を必要最小限に整理し、見やすく、メリハリをつけたデザインを心掛ける

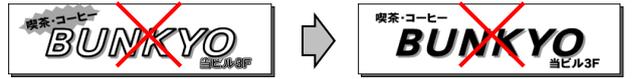
情報量を整理して簡潔に伝える - 文字 -

- 1 刻々物に掲載する情報量は必要最小限に抑える
- 2 文字に対する特殊な効果の使用を控える
- 3 文字の大きさによって情報の序列化を図る
- 4 文字自体の視認性を高めるため、行間、文字間等に十分な余白を確保する
- 5 読みやすく、すっきりとした印象を与える細めのフォントを用いる
- 6 いびつな形状の文字は使用しない

想定される掲載事項は「事業所そのものの紹介（名称や店舗名、業種など）」「事業所の所在」「連絡先」など
「ホームページアドレスなど文字数の多いもの」や「営業時間の詳細など複数行にわたるもの」の掲載は控える



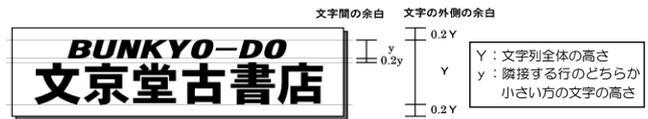
文字の縁取りや囲み、影付き文字や傾き文字、文字の背景への色づけ、イラストの配置などに代表される特殊な効果の使用は控える



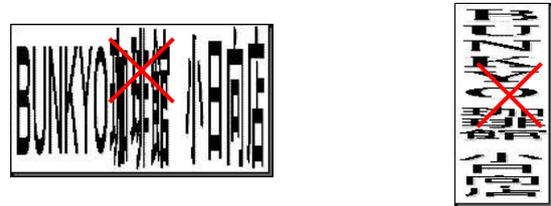
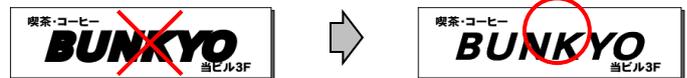
文字の大きさを変えることで内容の重要度が明確になるように留意する



余白の目安は、文字の大きさを基準に高さ・横幅の 20%程度とする。



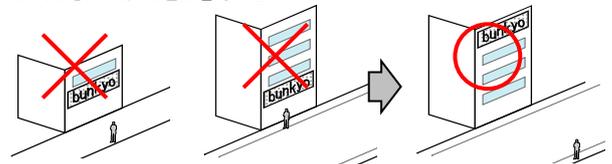
一般に、文字の高さの 1/10~1/5 までが文字のつぶれない範囲と言われている



- 7 視認距離に対して不必要な大きな文字を使用しない

幅員の狭い通りでは大きすぎる文字は使用しない

幅員の広い道路に面している場合でも、低層部では目の前の歩道からの見え方に配慮する



デザインされた情報で伝える - 画像 -

- 8 ロゴを用いる場合には文字と大きさのバランスに配慮する
- 9 情報量の多い写真やイラストの使用は控える（方向等を誘導するために使用される矢印などを除く）
- 10 写真やイラストを用いる場合には、イメージや背景として、構図や色合い、文字の配置も含めた全体の情報量のバランスに配慮する



色彩 に関連する事項

広告物に用いられる色彩は、広告物に掲載された情報を伝達する1手段であることを踏まえて、周辺の環境、景観を損なうような色づかいを避け、すっきりと情報を際立たせるような表現を心掛ける

情報をすっきりと際立たせる

- 1 広告物の基調色※は建物の外壁に使用されている色と調和する色とする
特に屋上広告物や壁面最上部においては、空とも調和した色遣いを心掛ける
- 2 広告物1面に使用する色数を最小限に抑える
- 3 広告物の基調色には鮮やかすぎる彩度の使用を避ける

「広告物の基調色の色相を変更して、建物の外壁の色相にできるだけ近づける」「広告物の基調色の明度等を変更して、背景と馴染むようなできるだけ淡い色とする」といった配慮を行う

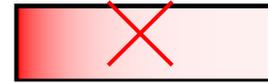
広告物に使用する色は白色を含めて4色までに抑える

「文京区色彩ガイドライン」及び「東京都景観色彩ガイドライン」と同じく、マンセル値を用いて定めた「広告物の基調色として避けた方がよい色彩」を使用しない

彩度の目安（避けたほうがよい色彩）

色相	0.0R		1.25R		6.25R		8.75R		10.0R		0.0YR		1.25YR		3.75YR		6.25YR		8.75YR		10.0Y		3.75Y		5.0Y		8.75Y		1.25GY		3.75GY		6.25GY		10.0G		0.0BG		1.25B		6.25B		8.75B		10.0B		0.0PB		1.25PB		3.75PB		6.25PB		8.75PB		10.0PB		3.75RP		6.75RP		10.0RP	
	色調	1.24R	6.24R	8.74R	10.0R	1.24YR	3.74YR	6.24YR	8.74YR	10.0Y	3.74Y	4.99Y	8.74Y	1.24GY	3.74GY	6.24GY	10.0G	1.24B	6.24B	8.74B	10.0B	1.24PB	3.74PB	6.24PB	1.24P	6.74P	3.74RP	6.75RP	10.0RP																																			
屋外広告物景観ガイドラインで定める彩度	彩度が5.0以上の色彩	彩度が5.5以上の色彩	彩度が8.5以上の色彩	彩度が9.5以上の色彩	彩度が9.5以上の色彩	彩度が10.5以上の色彩	彩度が10.5以上の色彩	彩度が10.5以上の色彩	彩度が8.5以上の色彩	彩度が6.0以上の色彩	彩度が5.5以上の色彩	彩度が4.75以上の色彩	彩度が4.75以上の色彩	彩度が4.25以上の色彩	彩度が4.25以上の色彩	彩度が4.25以上の色彩	彩度が4.25以上の色彩	彩度が4.75以上の色彩	彩度が5.5以上の色彩	彩度が5.5以上の色彩	彩度が6.5以上の色彩	彩度が5.5以上の色彩	彩度が4.25以上の色彩	彩度が4.0以上の色彩	彩度が4.0以上の色彩	彩度が4.75以上の色彩																																						

- 4 グラデーションなど特殊な色遣いを控える



※ここでは、文字等の情報に対して背景にあたる箇所に塗られる色（複数の色が背景に使用されている場合には、アクセントとしての効果を加える一部を除くすべての色）を基調色と定義します

照明 に関連する事項

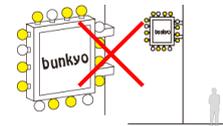
広告物に用いられる照明は、広告物の内容を伝える手段であるだけでなく、夜間のにぎわいと安らぎの演出という相反する目標があることを理解し、周辺の環境、景観と調和した表現を心掛ける

すっきりと際立たせる

- 1 必要以上に大きな面積を照らさない
- 2 強い光の点滅で人目を引くものとしな
- 3 LED など省エネ効果の期待できる照明の導入も検討する

「空に向かって漏光しているもの」「広告物以外の壁面を広く照らしているもの」「路上を照らす場合で、歩行者の目に直接入るようなもの」の使用は控える

点滅を繰り返す装飾用の電球などの使用は控える



夜間の安らぎ／賑わいの演出

- 4 地区に合わせた※適切な照明を設置する

- ・ 安らぎが求められるエリアでは、発光面を小さくして必要以上に明るい光源としない
- ・ 安らぎが求められるエリアでは、光源は電球色を使用し、暖かみのある照明とする
- ・ 賑わいを演出するエリアを除き、動きのある派手なもの設置は避ける

「内照式の場合には文字部分のみ透過性の高い素材を使用する」「外照式の場合には文字の裏側に照明を配置する」といった配慮を行う

にぎわいを演出するエリアを除き、「表示内容を変化させるネオンサイン」「ニュース速報等が流れる電光掲示板」「動画を流す大型ビジョン」等の動きのある派手な照明装置の設置は避ける

※ここでは、「賑わいを演出するエリア」を概ね商業地域の範囲、それ以外を「安らぎが求められるエリア」とします

1-③ 提出書類

◎事前協議 【提出部数：4部】（左2箇所ホチキス綴じ、A4サイズ折込）

図書の種類	明示すべき事項	チェック欄
景観計画区域内における行為の事前協議書（屋外広告物・道路・公園など）	必要事項を記入	
景観配慮に関する状況記載書	文京区屋外広告物景観ガイドラインに基づき、景観への配慮事項を具体的に記入	
計画概要書	<ul style="list-style-type: none"> ・広告物の設置に至った経緯や理由など（例：店舗の新規出店に伴い看板を新たに設置する、看板デザインのリニューアル事業など） ・設置期間を定めている場合は、設置期間 	
案内図	道路及び目標となる地物、方位	
デザイン詳細図	<ul style="list-style-type: none"> ・使用色のマンセル値 ・文字のフォント ・文字のサイズ（それぞれの高さ・横幅、文字情報全体の高さ・横幅） ・余白の幅 ・写真、地図など 	
配置図	敷地内または建物において、設置する広告物の位置が分かるもの。 広告物を着色 東西南北4面を着色	
平面図		
立面図		
3次元図	現況写真にはめ込み	

◎変更協議 【提出部数：4部】（左2箇所ホチキス綴じ、A4サイズ折込）

図書の種類	明示すべき事項	チェック欄
景観計画区域内における行為の変更協議書（屋外広告物・道路・公園など）	必要事項を記入	
景観配慮に関する状況記載書	文京区屋外広告物景観ガイドラインに基づき、景観への配慮事項を具体的に記入（当該変更に関係する部分のみ記入）	
変更があった図書	事前協議時から変更になった図書のみ提出	

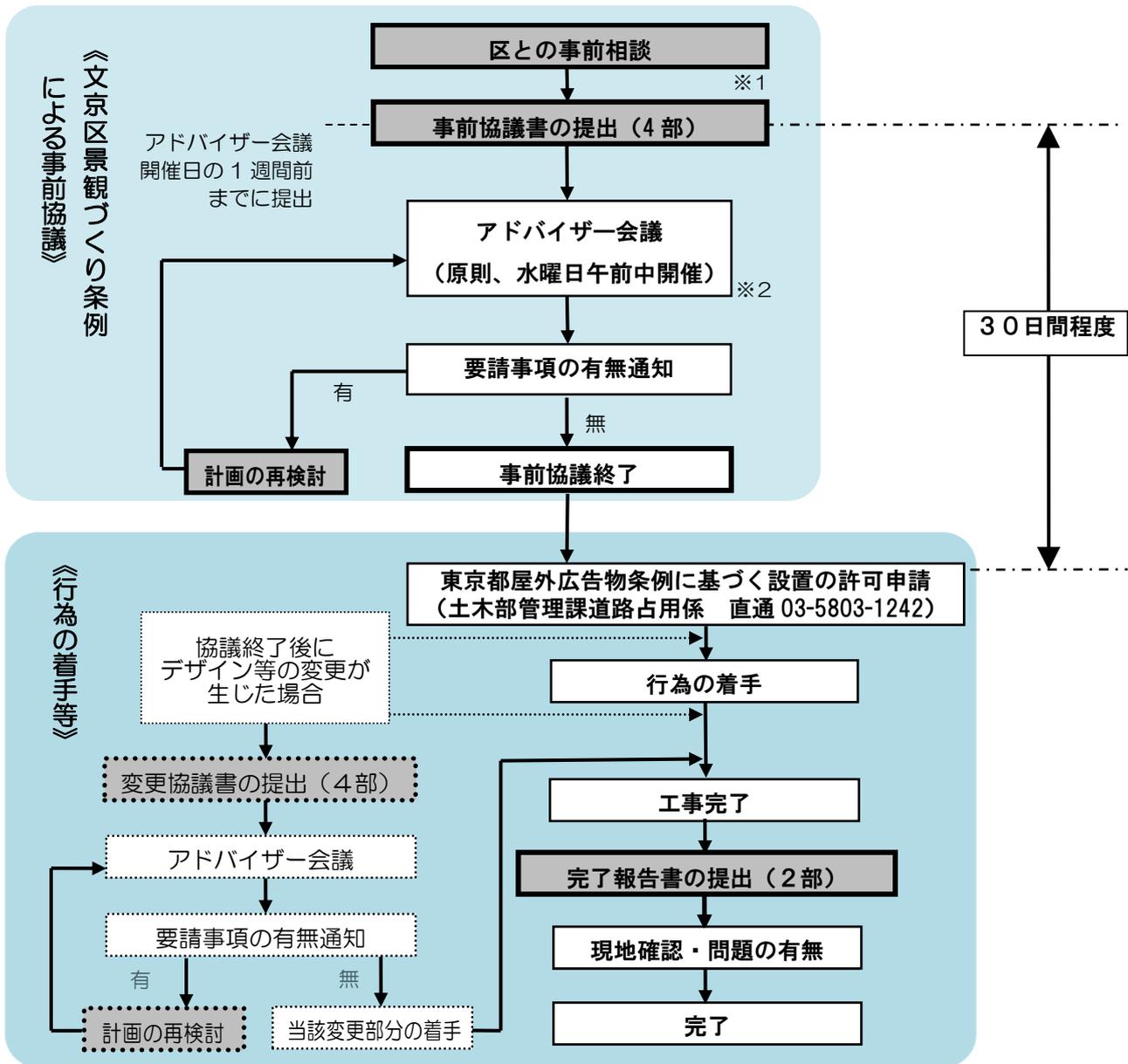
※事前協議の内容から変更があったときは、早急に変更の協議を行ってください。

◎完了報告 【提出部数：2部】（左2箇所ホチキス綴じ、A4サイズ折込）

図書の種類	明示すべき事項	チェック欄
景観計画区域内における行為の完了・中止報告書	必要事項を記入	
竣工写真	遠景と近景で建物全周及び外構を複数枚 （景観事前協議でポイントとなった箇所は必ず写真を添付してください。）	
撮影位置及び方向を図示した図面	平面図等に矢印や記号等を記入	

1-④ 協議の流れ

およそ**30日**かかります。お早目の手続をお願いします。
なお、景観法に基づく届出は必要ありません。



※1 区との事前相談について

ある程度計画が具体的になりましたら、デザイン詳細図などの資料を用意した上で、担当窓口にお越しください。提出書類の確認や、文京区屋外広告物景観ガイドラインに基づき、景観事前協議等をスムーズに進めるための事前の打合せをさせていただきます。

※2 アドバイザー会議について

文京区では、景観に関する見識・経験を持つ景観アドバイザーを4名活用しており、原則、毎週水曜日午前中に開催（前週・水曜日書類提出締切）し、案件に対する協議を行っております。アドバイザー会議で要請があった場合、数回、行われることもあります。

文京区 都市計画部 住環境課 景観担当（文京シビックセンター18階北側）
〒112-8555 東京都文京区春日一丁目16番21号
電話 03-5803-1240（ダイヤル） FAX 03-5803-1376
E-mail b403000@city.bunkyo.lg.jp